

# ベトナムにおける商標出願に際しての 指定商品および指定役務の記述



Ageless IP Attorneys and Consultants

Pham Ngoc Thuy

Ageless IP 事務所は 2001 年に設立したハノイにある知的財産に特化した事務所です。ベトナムのほか、ラオス、カンボジア、ミャンマーについてもカバーしています。Thuy 氏は 2012 年より在籍し、主に商標を担当しています。

ベトナムはニース協定の正式な加盟国ではないが、ニース分類（第 10 版）が商標出願および権利維持に関する庁費用の算定および権利保護範囲に適用される。したがって、(i)アルファベット順のリスト、または(ii)ニース分類による分類上の商品および役務の一覧に記載されたコードに基づく商品および役務は、方式審査において円滑に認められやすい。また、審査においてはニース協定の「一般的注釈」と審査官の観点が適用されている。

## ■ 庁費用について

ベトナム商標法によると、庁費用は分類の数と各分類の指定商品および役務の数に基づき定められる。6 を超える指定商品および役務を指定する場合、1 指定商品および役務の数毎に追加料金が発生する。ニース分類の「類見出し」や商品および役務の一般項目は認められず、具体的な項目に分類されなければならない。

## ■ 出願言語

法令上、出願書類中のすべての情報はベトナム語で記載されなければならない。しかしながら、当事務所の実務上の経験から、商品および役務の説明において、ベトナム語と英語の双方を使用することが、ベトナム知的財産庁（National Office Of Intellectual Property Of Vietnam : NOIP）での審査に有用であるといえる。

特に不明瞭な部分または混同を生じやすい事案では、ベトナム語と英語で記載および説明することが、商標審査官による商品および役務の特性の正確な理解に

役立つ。また、出願後の指定商品および役務に関する補正が、より円滑に認められやすくなる可能性がある。

### ■ベトナム語での指定商品及び役務

ベトナムと他の国々とは文化や言語が異なることから、可能な限り、新しい商品やサービスであるか否か、よく知られていない商品であれば複数の言語（自国語や英語）で、担当の弁理士に伝えることが望ましい。また、当該商品に関する追加情報（機能、用途、構成要素／材料、画像など）を提供することが、指定商品を代理人が正確に理解し、審査官に説明する際に有用である。

### ■国内分類

二ス分類（第10版）の適用に加えて、ベトナムをはじめとする東南アジア諸国は、東南アジアに特有な商品について分類を設定している。ベトナムでの商標出願に際しても、このような分類に該当する指定商品を使用することにより、方式審査がスムーズに進むことが考えられる。

### ■保護範囲

最善の保護範囲を得て、他者への侵害を生じるリスクを最小限に抑え、他者からの侵害に対抗する強力な手段を獲得するために、標章の所有者は以下の点に注意すべきである。

- ・実際に製造または取引されている正確かつ具体的な商品およびサービス名について商標出願を行うこと
- ・最大限の保護範囲を得るため、可能な限り、製品名および商品名をカバーしできるだけ一般的商品および役務を広範に指定すること

例えば、電動ドリルを看板製品とする製造業者がベトナムで商標出願をする際、第7類の「電動式ハンドドリル」と「手持工具（手動式のものを除く）」など2つ以上の品目を指定すべきである。

## ■ 多目的複合物

ニース分類の一般的注釈によると、完成品が複数の用途を有する複合物（例えば、ラジオ付き時計）である場合、各機能または各用途に対応するいずれの類にも分類することができる。ただし、ベトナムの現在の実務では、この種の物品の分類は、審査官の主観に大きく依存して決定されるように思われる。この種の物品の分類を別の分類に変更するよう命じる拒絶理由通知が発行された場合、元々の分類を維持するように審査官を説得するのは困難であり、時間を要する。したがって、この種の物品の分類を変更しても、その物品の性質が変わるわけではない場合、出願人は時間と費用を節約するためにも審査官の意見を受け入れることを前向きに検討することが望ましい。

## ■ 商品および役務の説明要件

現行法令では、商品および役務は、それぞれセミコロン (;) で区切らなければならない。したがって、指定商品および役務は、語彙的にも文法的にも明確かつ整然と記載するべきである。例えば、出願人は、「タイヤ、ブレーキ、シャシーなどの乗り物用の附属品」ではなく、「乗り物用のタイヤ ; 乗り物用のブレーキ ; 自動車用シャシー」と具体的に記載するべきである。

## ■ 商品および役務に関する方式審査の実務

現行実務では、NOIPにある二つの商標部（商標第一部、二部）が商標出願を審査する。一般に、商品および役務の分類に関する方式審査はニース分類と、NOIPの内規による。ただし、実際には、判断が微妙な物品については商標第一部と第二部の審査官の間で見解に若干の相違がある。したがって、以前に認められた商品および役務であっても、後の出願において必ず認められるとは限らない。

例えば、現在、商標第一部は役務として「特定の物品の組立加工（例：[受託による] コンピューター、自動車、等）」を認めているが、第二部は認めていない。この種のサービスは、ニース分類の第40類コード400083の「[受託による] 材料の組立加工」に類似すると考えられるが、商標第二部の審査官は今もこ

のサービス分類を対応する商品に補正し、商品分類に移すよう指令する。この場合、拒絶されるリスクを最小限に抑えるため、ニース分類のアルファベット順一覧表のコード 400083 にある「[受託による] 材料の組立加工」という文言を使用するのが望ましい。

### ■ 一部の商品および役務に関する注記

上記の一般原則に加えて、以下の商品について留意する必要がある。

- ・保護範囲を決定する際、「取引、卸売店および小売店、設置、考案等」を含むサービスは、意図する対象品を明確にしなければならない。例えば、「化粧品取引」、「衣料品、ハンドバッグの卸売店および小売店」、「コンピューター分野の卸売店および小売店」、「コンピューターの設置」、「服飾デザインの考案」等である。
- ・「機能性食品」は、第 29 類や第 30 類ではなく、常に第 5 類に分類される。
- ・特定の製品の生産および製造業務はサービスとして認められず、対応する商品部類に変更しなければならない。例えば、「コンピューターの生産業務」は、商品「コンピューター」に補正され、第 9 類に変更しなければならない。
- ・「植物保護製品」は具体的な商品とみなされず、「植物保護製品、すなわち殺虫剤、有害植物を荒廃させる製剤」のように記述しなければならない。

### ■ 留意事項

上記の不備、リスク、コストを最小限に抑えるためには、出願人は出願の前に、ベトナムの代理人に商品の説明をチェックしてもらい、何らかの商品および役務が認められない可能性があるか否か、分類しなおすべきかについて助言を受けることを推奨する。

### ■ 参考情報

- ・ニース分類第 10 版
- ・特定商品の分類に関する通達第 1849/SHTT 号

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)